

ご契約～お引渡しまでの流れ

住宅ローン申し込みの場合

(金融機関の担当者さんから連絡が来ますのでその都度日程調整をしてください。)



STEP 1

予約申込み



- 予約金5万円と印鑑をご用意ください。

STEP 2

仮審査申込み



- 実印、源泉徴収票、免許証のコピー、健康保険証のコピーをご用意ください。

STEP 3

仮審査承認



- 本契約日のご希望の日にお知らせください。

STEP 4

土地の売買契約締結
建物の請負契約締結



- 実印をご用意ください。
 - ・着工予定日
 - ・完成予定日
 - ・引渡し予定日の確認

STEP 5

住宅ローン申込み



- 選択する金融機関によって、用意していただくものが異なります。事前にご確認ください。

STEP 6

土地代金
つなぎ融資申込み



- 選択する金融機関によって、用意していただくものが異なります。事前にご確認ください。

STEP 7

融資実行
土地の所有権移転登記



- 必要書類と実印をご用意ください。

STEP 8

建物表示登記
住民票の移動



- 新住所の住民票、印鑑証明書を取得してください。詳細はご連絡いたします。

STEP 9

建物代金
金消契約締結



- 金融機関によって用意していただく書類が異なります。ご確認ください。

STEP 10

融資実行日決定
引渡し日決定



- ご希望のお引渡し日時をセリタホームズ担当者にお知らせください。

STEP 11

実行・清算



- 金融機関により、実行・清算方法が異なります。

STEP 12

引渡し



- 設備の取り扱い説明を行います。1～2時間の予定です。スリッパ、認印をお持ち下さい。

注) 住民票1通をセリタホームズにご持参ください。

Takara standard

ショールームのご案内

タカラスタンダードのショールームにご来場の際には、ご予約をお願いいたします。
ご予約の際に、セリタホームズのお客様であることをお伝えください。

※間取りが確定されている方は図面をお持ちください。

タカラスタンダード 長野ショールーム

長野市稲里町中氷鉦 595

営業時間：10:00～17:00

休館日：水曜日（祝日は除く）お盆・年末年始

【ご予約受付番号】
026-254-6300



ご予約時間

① 10:00～11:30

② 11:30～13:00

③ 13:00～14:30

④ 15:00～16:30



建築中の現場立ち入りについて

建築中の施工現場は安全に十分配慮をして作業を進めておりますが現場には怪我や衣類の破損につながる物が数多く存在します。

小さなお子さんには特に注意が必要になる場所になりますのでセリタホームズでは現場敷地内への立ち入りはご遠慮いただいております。

また職人さんへの差し入れなどのお気遣いもご遠慮しております。

安全第一を最優先としておりますので、ご理解いただきますようお願い致します。



地鎮祭・入居払いについて

セリタホームズでは建売分譲地販売を中心に行っておりますので他の注文住宅会社とは異なり地鎮祭は行っておりません。

お客様が直接神主さまを手配されて行う場合はセリタホームズにお知らせください。



火災保険のご案内

住宅ローンを利用する場合は火災保険への加入が必須となります。

- ・保険金額の設定：同じ建物を再建築できる「再調達価格」で設定します。

例) 基本契約1900万円の場合、物価上昇や増税を見越して2000万円を設定(保険金額はご自身でお決めください)

- ・保険開始日の設定：住宅ローンの実行日(入金日)で設定します。

注意) 引き渡し日、引っ越し日ではなく入金日です。

- ・保険期間は：最長で5年分一括払いとなります。(2022年時)

住宅ローンの返済期間が5年以上の場合、自動継続の特約をつけて補償の切れ目がないようにしていきます。

・保険料割引について：セリタホームズのお家は省令準耐火構造です。そのため火災保険料が一般木造住宅に比べて安くなります。

・ご検討時期：上棟立ち合いから住民票移動まで(おおよそ引き渡しの1ヶ月前)に見積もりをご準備してください。住宅ローンの金消契約時にお見積りが必要となります。

セリタホームズ提携火災保険のご紹介
三井住友海上火災保険(株)代理店

担当：宮澤 秀樹 電話番号：080-8438-4975



1 保険の対象

リスクに備える保険の対象をお決めください。

保険の対象

👉 **オススメ!**

1 建物と家財の両方

2 建物のみ

一戸建てまたは
マンション等の共同住宅



一戸建て

※居住用の建物に取ります。



マンション

3 家財のみ(注)

家具、家電製品、衣類等



家具



家電製品



衣類



その他

(注)「GK すまいの保険(ローン団体採用)」は、家財のみを保険の対象とするご契約はできません。
※保険証券記載の建物が所在する敷地内に収容される家財に限ります。

※保険の対象の所有者を記名被保険者としてください。保険の対象が家財の場合は、記名被保険者および記名被保険者の親族が被保険者となります。

保険の対象に含まれるもの

※保険証券記載の建物が所在する敷地内に設置または収容されるもの限り、保険の対象に含まれます。

※建物の基礎、門・塀・垣、延床面積が66㎡未満の付属建物(物置、車庫等)は、ご契約時に含まない旨のお申出がない限り、保険の対象に含まれます。

付属建物 (物置、車庫等)	延床面積	66㎡未満	66㎡以上	建物契約の保険の対象に含まれます。
				「屋外明記物件特約」をセットしていただくことで、保険の対象に含めることができます。 セットしない場合は、保険の対象に含まれません。 P16
畳、建具、 建物付属設備		建物契約の保険の対象に含まれます。 ※家財のみを保険の対象とするご契約の場合、記名被保険者または記名被保険者の親族が所有する畳、建具、建物付属設備は、その所有者と建物の所有者が異なる場合に限り、家財契約の保険の対象に含まれます。		
門、塀、垣		建物契約の保険の対象に含まれます。		
屋外設備 (井戸、側溝、敷石等)		建物契約の保険の対象に含まれます。ただし、1回の事故につき、敷地内一括で庭木とあわせて100万円を損害保険金の限度とします。また、他の保険の対象の損害とあわせて、1回の事故につき建物保険金額を損害保険金の限度とします。 「屋外明記物件特約」をセットしていただくことで、屋外設備の100万円を超える損害についても補償が可能です。 P16		
庭木		建物契約の保険の対象に含まれます。ただし、1回の事故につき、敷地内一括で屋外設備とあわせて100万円を損害保険金の限度とします。また、他の保険の対象の損害とあわせて、1回の事故につき建物保険金額を損害保険金の限度とします。同一の事故により保険証券記載の建物も損害を受け7日以内に枯死した場合のみ保険金をお支払いします。		
貴金属等 (真鍮、玉石、美術品等)		家財契約の保険の対象に含まれます。ただし、1個または1組について100万円または家財保険金額のいずれか低い額を損害保険金の限度とします。また、他の保険の対象の損害とあわせて、1回の事故につき家財保険金額を損害保険金の限度とします。 「家財明記物件特約」をセットしていただくことで、貴金属等の100万円を超える損害についても補償が可能です。 P16		

家財を保険の対象とする場合でも、次のものは保険の対象に含まれないため、これらに発生した損害は補償されません。



(注) 通貨、小切手等は、盗難による損害が発生した場合に限り、保険の対象として取り扱います。詳細は P09 「お支払いする保険金の額」【家財の場合】(注)②
※破損、汚損等の事故の場合、ほかにも補償されない家財があります。詳細は P10 「保険金をお支払いしない主な場合」②

ぜひ、この機会に家財の保険へのご加入もご検討ください。

家財には、家具、家電製品、衣類、寝具のほか、食器やゲーム機に至るまでさまざまなものがあります。たとえば、4人家族(ご世帯主の年齢40才)の場合、標準的な家財の再調達価額は、1,400万円にもなります(2022年10月時点)。万が一の際に家財を一度に買いそろえると、思った以上に高額になります。家財の保険もお忘れなくご検討ください。

家財の保険金額の設定方法は P07

2 ご契約プラン

リスクに応じてご契約プランをお決めください。



動画でCheck
この2次元コードを読み取ると説明
動画が流れます。



すまいを取り巻くリスクは、火災以外にもたくさんあります。すまいを取り巻く6つのリスクをご確認いただき、リスクに応じたご契約プランをお決めください。

○: 補償されます(保険金をお支払いする事故) X: 補償されません

👉 **オススメ!**

マンション等の
共同住宅専用

すまいを取り巻く6つのリスク	建物の例	家財の例	フルサポートプラン	セレクト(水災なし)プラン	セレクト(水災なし)プラン ⁽¹⁾
1 火災、落雷、破裂・爆発 火災(消防活動による水ぬれを含みます。)、落雷または破裂・爆発(気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象)をいいます。	火災により建物が焼失した。	落雷により家電製品が壊れた。	○	○	○
2 風災、雹災、雪災 台風、旋風、竜巻、暴風等による風災(洪水、高潮等を除きます。)、雹災または豪雪、雪崩等の雪災(融雪洪水等を除きます。))をいいます(吹込みまたは雨漏り等による損害を除きます。)	暴風で屋根が損傷を受けた。	雹で窓ガラスが割れ、家財が損傷を受けた。	○	○	○
3 水ぬれ 給排水設備の破損もしくは詰まりにより発生した漏水、放水等または他人の戸室で発生した漏水、放水等による水ぬれをいいます(給排水設備自体に発生した破損等は⑤の事故になります。)	給排水設備が破損し、部屋が水びたしになった。	マンション上層からの水漏れにより、家財が損傷を受けた。	○	○	○
4 盗難 強盗、窃盗またはこれらの未遂をいいます。盗難に伴い保険の対象に発生した損害または汚損等の損害を含みます。	泥棒により窓ガラスが割られた。	泥棒により現金や家財が盗まれた。	○	○	○
5 水災 台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ・落石等によって、床上浸水もしくは地盤面より45cmを超える浸水を被った結果、保険の対象に損害が発生した場合、または再調達価額の30%以上の損害が発生した場合をいいます。	大雨による洪水で床上浸水し、建物が損傷を受けた。	大雨による洪水で床上浸水し、家財が損傷を受けた。	○(注)	○(注)	X
6 破損、汚損等 不測かつ突発的な事故をいいます。ただし、①から⑤までの事故または台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ・落石等によって損害を被る事故を除きます。	自動車が発火して、建物が損傷を受けた。	誤ってコーヒーをこぼしてパソコンを壊した。	○	X	○

自動セットまたはオプション 特約 (注)

自然災害や賠償事故等のさまざまなリスクに備える特約をご用意しています。

家財自動セット 地震保険 (注)

「GK すまいの保険」では補償されない地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする損害を補償します。

安心のサービス付き

暮らしのQQ隊

(水まわり・カギあけQQサービス)

ワンポイント

暮らしのQQ隊

は、水まわりの応急修理やカギあけを無料で手配するサービスで、「フルサポートプラン」または「セレクト(水災なし)プラン」⁽¹⁾のみでセットされます。ご加入後はプランを変更することができませんので、安心のサービスが付いた充実補償の「フルサポートプラン」をおすすめします!

※サービスのご利用には一定の条件があります。詳細は P21

上表に記載されたご契約プラン以外に、「セレクト(水災、破損汚損なし)プラン」⁽²⁾ (①~④のリスクが補償されます。)、および「エコノミープラン」(①~②のリスクが補償されます。))があります。これらのプランには暮らしのQQ隊はセットされません。「GK すまいの保険 グランド」「GK すまいの保険 グランド(ローン団体採用)」の場合、「フルサポートプラン」または「セレクト(水災なし)プラン」⁽¹⁾のみでご選択いただけます。また、ブランドセレクトサービスがセットされます。サービスの内容については、「GK すまいの保険 グランドのご案内」をご参照ください。

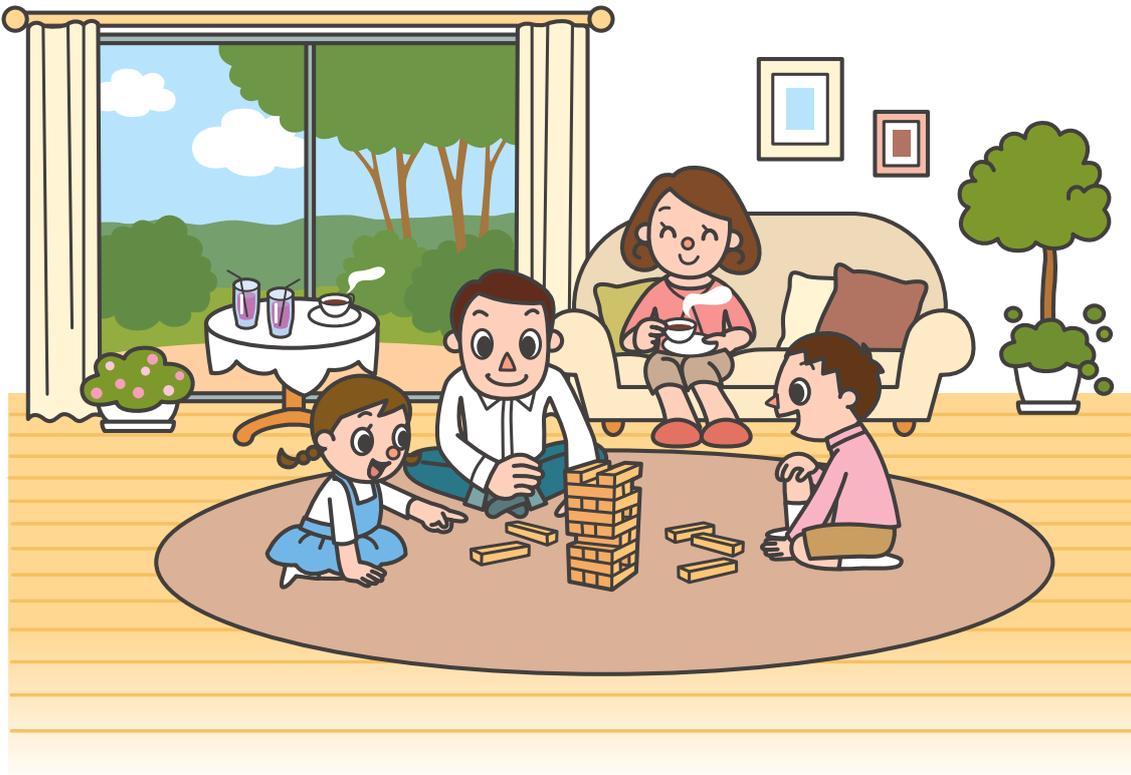
(注1) 保険の対象である建物または保険の対象である家財を収容する建物が共同住宅の場合にご選択いただけます。

(注2) ⑤ 水災による損害について、水災支払限度額特約をセットすることで、保険料のご負担を減しながら、支払限度額を縮小して損害保険金をお支払いする方式に変更することもできます。詳細は P15



新築住宅瑕疵保険

JIO わが家の保険

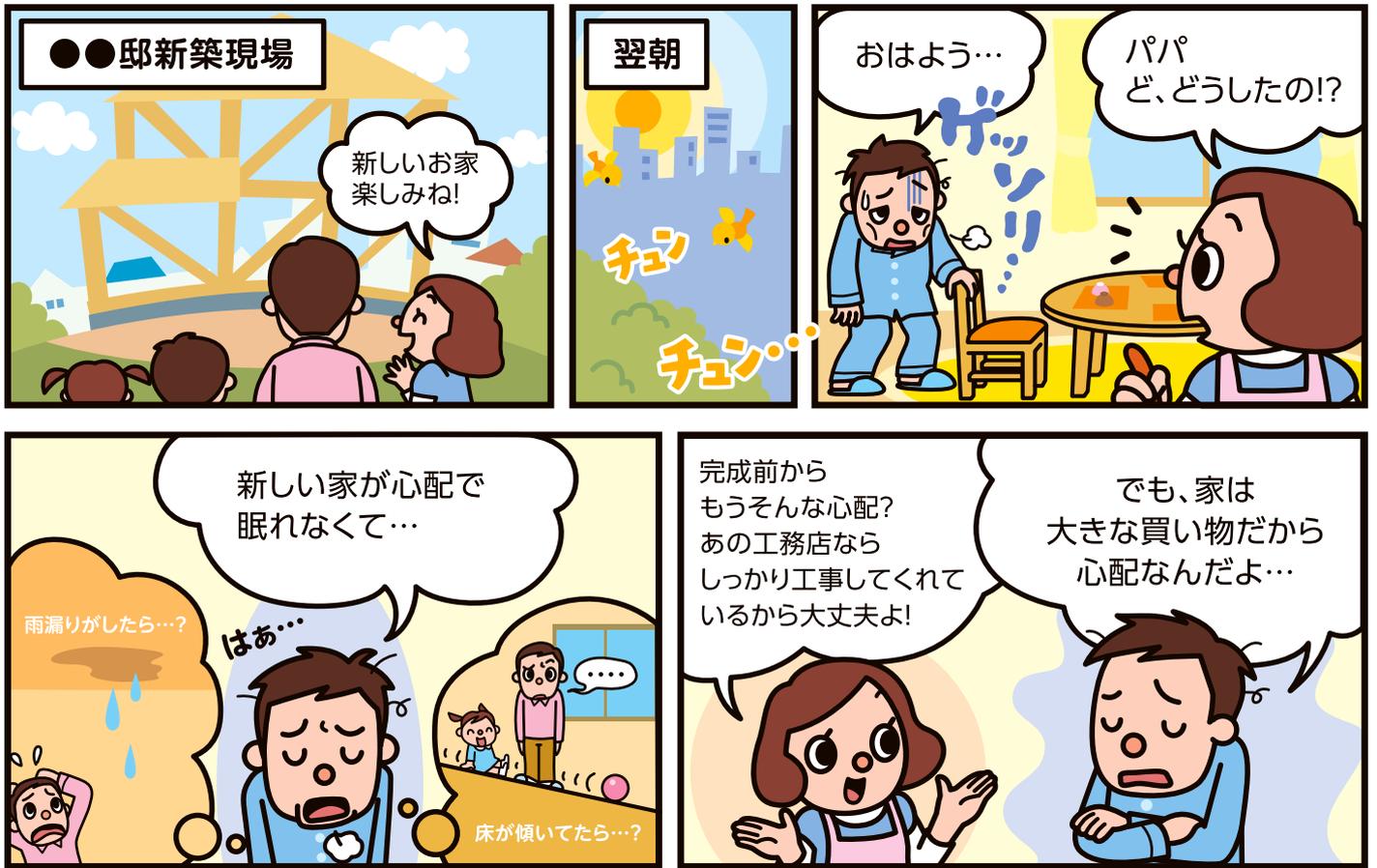


国土交通大臣指定 住宅瑕疵担保責任保険法人
株式会社 日本住宅保証検査機構



新築住宅を取得される
みなさまへ

ご存知ですか？ 消費者を守る



大丈夫!

何か不具合があったら建設・販売した住宅事業者が直します。

法律
その1

住宅品質確保法

(住宅の品質確保の促進等に関する法律)



新築住宅に不具合(瑕疵)があった場合には、住宅事業者が費用を負担し、直すことが住宅品質確保法により義務付けられています。(瑕疵担保責任)

- 保証されるのは、基礎や柱等の構造耐力上主要な部分と、外壁や屋根等の雨水の浸入を防止する部分です。
- 保証される期間は10年間です。

「瑕疵担保責任」とは

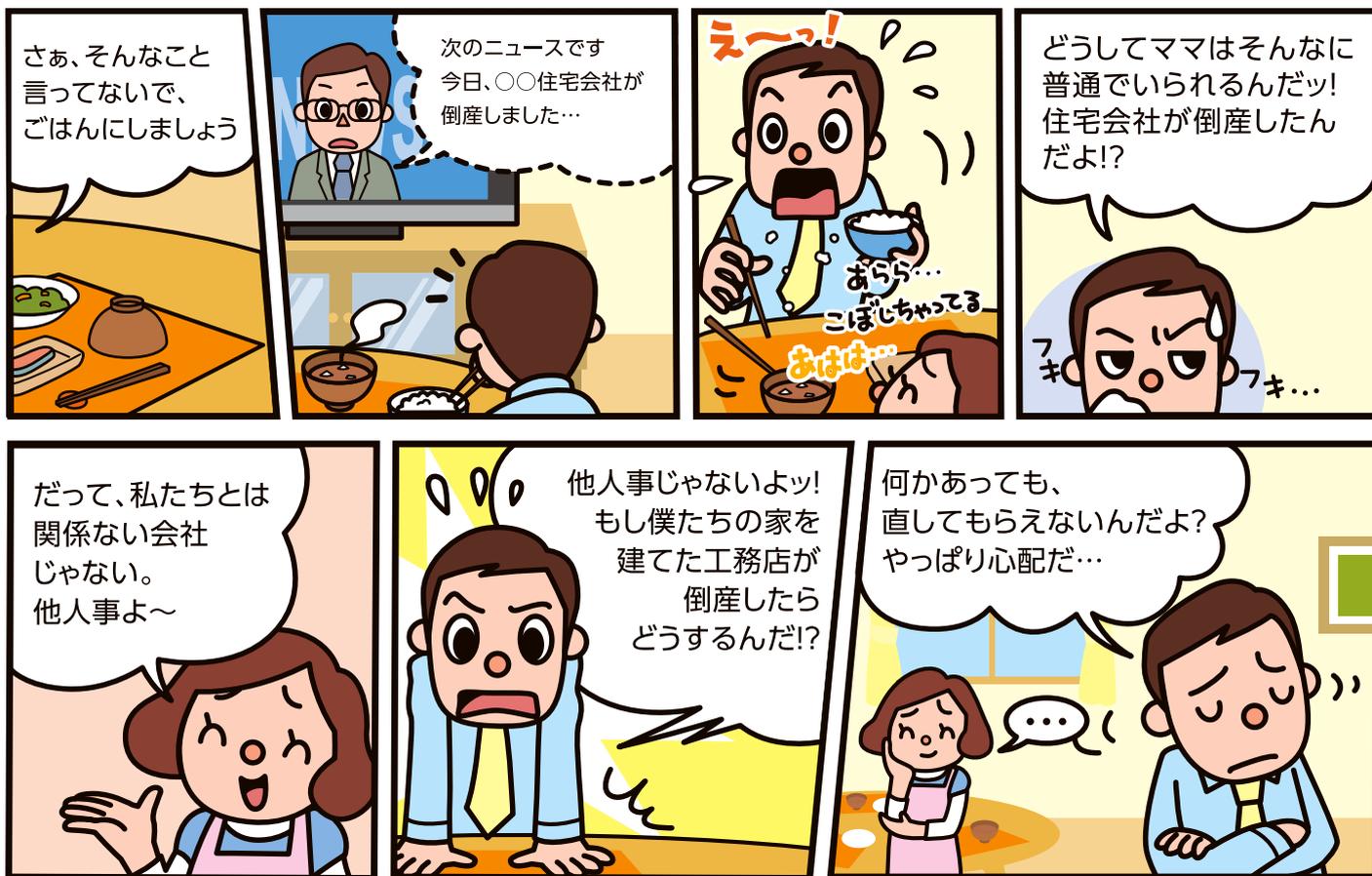
瑕 疵

本来持っているべき品質が欠けているなど、欠陥がある状態

担 保

瑕疵を補修したり、損害を賠償したりすること

つまり「瑕疵担保責任」とは、契約の目的物に瑕疵があった場合に、これを補修したり、瑕疵によって生じた損害を賠償しなければならない責任のことをいいます。



大丈夫!

不具合を直す費用は保険か供託で確保されているので安心です。

法律
その2

住宅瑕疵担保履行法

(特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律)



もしも、不具合(瑕疵)が発生した場合でも確実に補修できるように、住宅事業者が補修費用を「保険」か「供託」により確保することが瑕疵担保履行法により義務付けられています。

- 保証される部分と期間は、住宅品質確保法と同じです。
- 住宅事業者が倒産等の場合は、住宅取得者様がこの費用を請求できます。

● 保険と供託 ●

保 険

引き渡す住宅ごとに住宅事業者が保険に加入します。保険金により補修費用を確保します。不具合(瑕疵)を直すための費用として、JIOは住宅事業者に保険金をお支払いします。住宅事業者が倒産等の場合は、住宅取得者様が保険金を直接請求できます。

供 託

引き渡す住宅の戸数に応じて住宅事業者が供託所に保証金を預けることにより補修費用を確保します。不具合(瑕疵)を直すための費用として、住宅事業者が保証金を利用することはできません。住宅事業者が倒産等の場合に限り、住宅取得者様が保証金を請求できます。

保険のポイントは
次のページへ

JIOわが家の保険

住まいの安心を
サポート!

「JIOわが家の保険」とは

住宅瑕疵担保履行法に基づく新築住宅の保険としてJIOがご提供するものです。保険期間中に床の傾斜や雨漏り等、保険の対象となる不具合(瑕疵)が発生した場合、住宅事業者が負担した補修費用を保険金として住宅事業者にお支払いします。



住宅事業者が加入者です

住宅事業者が万が一の不具合(瑕疵)に備えて、個々の新築住宅ごとに加入する保険です。
※住宅取得者様から直接お申し込みいただく保険ではありません。



建築士による検査

建築中に、瑕疵保険の設計施工基準に基づく検査を実施します。

※保険の引受けが可能かどうかを確認するための検査です。

詳しくは5ページへ

引渡し

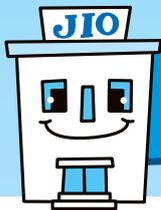
保険期間
開始

施工前

「保険対象の住宅」について

この保険は、構造や工法等を問わず、すべての新築住宅を対象としています。

戸建住宅のほか、分譲マンションや賃貸住宅(アパート)などの共同住宅も対象です。

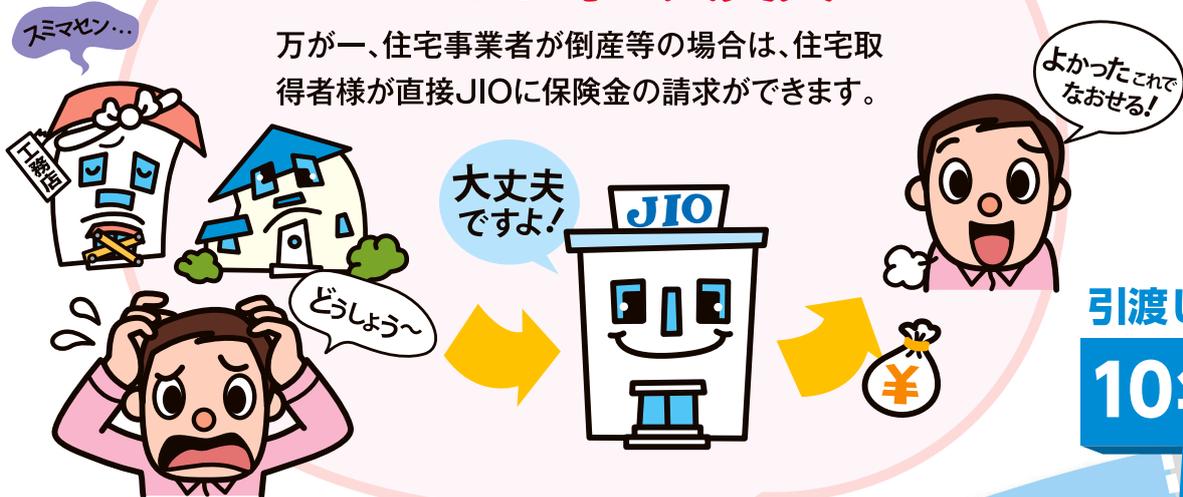


5つのポイント



住宅事業者が倒産!? そんな時も大丈夫!!

万が一、住宅事業者が倒産等の場合は、住宅取得様が直接JIOに保険金の請求ができます。



**万が一
不具合(瑕疵)
が発生したら**



住宅事業者へ 保険金をお支払い します

補修費用を保険金でまかなえるので、万が一、保険期間中に床の傾斜・雨漏り等が発生した場合でもスムーズに補修工事が行えます。



支払われる 保険金の内容

補修工事の費用の他にも補修工事中の仮住まい費用や補修の範囲や方法を調査する費用も対象です。

支払保険金の
限度額

2,000万円
(1住宅または1住戸あたり)

戸建住宅ではオプションで3,000万円、4,000万円、5,000万円のコースも
お選びいただけます。



JIOわが家の保険ならここが安心です

資力確保の方法には、「保険」と「供託」がありますが、「保険」ならではの安心があります。

建築中の現場検査が瑕疵の発生防止につながります。

保険の加入にあたって、建築中に現場検査を実施します。検査では建築士の資格を持ったJIOの検査員が、構造耐力上主要な部分と雨水の浸入を防止する部分についてチェックします。

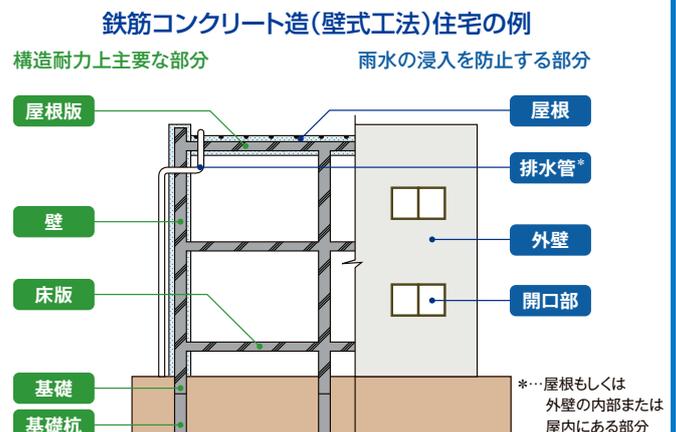
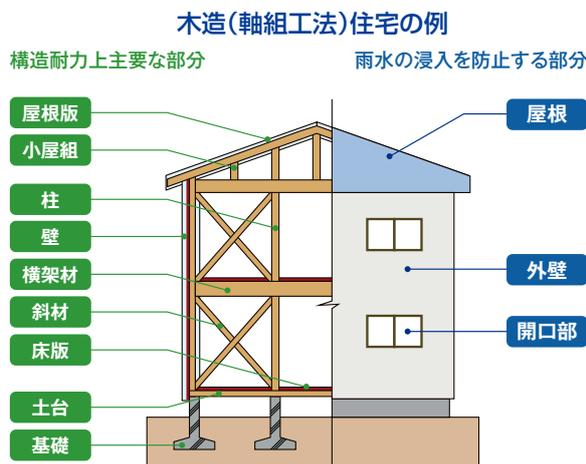
※保険の引受けが可能かどうかを確認するための検査です。

現場検査のタイミング（木造軸組工法2階建ての戸建住宅の場合※階数4以上の場合、検査の種類と回数が異なります。）



保険の対象となる新築住宅の部分

保険の対象となるのは住宅品質確保法に定められた、構造耐力上主要な部分および雨水の浸入を防止する部分です。具体的には、柱や基礎等、不具合があると住宅の強度が低下してしまう部分や、屋根や外壁等きちんと防水処理をしていないと雨水が浸入してしまう部分です。



「保険」と「供託」はどこがちがう？

—住宅事業者倒産等の場合の住宅取得者様の直接請求—

供託では多棟にわたる大規模な事故が発生した場合、1戸あたりに相当する金額が少なくなります。

例えば…

過去10年間*の住宅供給数1,000戸の住宅事業者が倒産し、その後50戸の住宅で事故が発生した場合

*住宅瑕疵担保履行法施行以降

	保険	供託
支払・還付 限度額	2,000万円 (オプションコースの場合は3,000万円、 4,000万円、5,000万円のいずれか*) *1 倒産した住宅事業者の故意・重過失の場合は2,000万円	360万円 *2 (50戸同時に発生した場合) *2 供託額(1,000戸):1億8,000万円(8万円×1,000戸+1億円) 1住戸あたり受取金額:1億8,000万円÷50戸=360万円

➡その後、新たな事故が発生した場合、保険では同様に保険金が支払われますが、供託では保証金を使い切った後は保証金を受け取ることはできません。

もしものトラブル解決に役立つ制度があります。

住宅紛争処理支援センター [住まいるダイヤル] への無料電話相談

住宅に関する様々なご相談を専門窓口へ無料で電話相談することができます。

住まいるダイヤル [公益財団法人 住宅リフォーム・紛争処理支援センター]

電話番号：**0570-016-100** 受付時間：月～金 10:00～17:00 (土、日、祝、休日を除く)

PHSや一部のIP電話をご利用の方は、**03-3556-5147** をご利用ください。

保険付住宅に関するトラブルの紛争処理

住宅の不具合や工事内容、代金支払い等で住宅事業者との間にトラブルが生じた場合は、全国の弁護士会(52会)に設けられた指定住宅紛争処理機関の紛争処理手続きをご利用いただけます。

費用はご利用にあたっての申請手数料(1回1万円・非課税)のみです。法律の専門家である弁護士と建築の専門家である一級建築士等が、専門的かつ公正・中立の立場で紛争の解決にあたります。

*ご利用は住宅瑕疵担保責任保険付住宅を取得された方に限り、任意の保険である一般瑕疵担保責任保険付住宅を取得者された方はご利用対象外です。



住宅取得者のみなさまへ

住宅のお引渡前に(住宅の契約時)

●「重要事項」の説明を受けてください。

住宅事業者より「重要事項説明書」を受け取り、保険内容について説明を受けてください。保険内容についてご理解いただけましたら、「契約内容確認シート」にご署名または記名押印のうえ、住宅事業者にお渡しください。

住宅のお引渡後に

●「保険付保証書」をお受け取りください。

保険契約を締結すると、JIOより住宅事業者へ「保険証券」を発行します。あわせて、住宅取得者様向けの「保険付保証書」と保険内容をより詳しく説明した「保険のしおり」をお送りしますので、住宅事業者よりお受け取りいただき、大切に保管してください。

この保険に関するお問い合わせ・連絡窓口

- 住宅取得者様からのこの保険に関するお問い合わせ・ご相談・苦情や、保険対象事故発生時に住宅事業者が倒産等により連絡が取れない場合は、JIOへご連絡ください。

[JIOお問い合わせ先]

お客様相談室 電話番号 **03-6861-9210** おかけ間違いにご注意ください。

受付時間：月～金 9:00～17:00（休日、年末年始を除く）



このカタログは新築住宅瑕疵保険「JIOわが家の保険」の概要をご紹介します。

この保険の詳細については「重要事項説明書」をご覧ください。

会社概要

社 名 株式会社 日本住宅保証検査機構
(略称/JIO)
設 立 1999年7月
資 本 金 10億円
所 在 地 〒101-0041
東京都千代田区神田須田町2-6
ランディック神田ビル4F
電 話 番 号 03-6859-4800
お客様相談室 03-6861-9210
U R L <https://www.jio-kensa.co.jp>

指定等 国土交通大臣指定 住宅瑕疵担保責任保険法人
国土交通大臣登録 住宅性能評価機関
住宅金融支援機構適合証明業務協定機関
住宅性能評価・表示協会 BELS評価機関
一級建築士事務所 東京都知事登録

カタログ記載内容:2018年11月現在
記載内容は予告なく変更する場合があります。
(C)2018 JIO Corporation

 国土交通大臣指定 住宅瑕疵担保責任保険法人
株式会社 日本住宅保証検査機構
〒101-0041 東京都千代田区神田須田町2-6 ランディック神田ビル4F
TEL:03-6859-4800 (代表)

SN1015-10(2018.11)

不動産取得税(道府県税)のご案内

「不動産取得税」は、マイホームなど不動産を取得した場合に課税される税金のことを指します。不動産(土地)の「取得」について課される税金で、固定資産税(毎年かかるもの)とは違い取得時に一度だけ支払います。また建物における不動産取得税は、2024(令和6)年3月31日までに「住宅」として取得した建物に対しては、3%(本来は4%)の軽減税率が適用されます。

住宅用土地(「特例適用住宅」等の敷地)の軽減制度

(1) 特例適用住宅を建築した場合

(2) 新築未使用の特例適用住宅を購入した場合

※特例適用住宅とは、住宅の床面積(共同住宅等にあつては、一戸当たりの床面積)が50m²(貸家共同住宅の場合は40m²)以上240m²以下であるものをいう。

一戸につき1,200万円(上限)

(住宅の評価額-控除額)×3%=納める額

セリタホームズの家は対象となりますので、下記申請手続きを行なって下さい。

申請場所：

総合県税事務所 (長野合同庁舎)	〒380-0836 長野市大字南長野南県町 686-1 (026) 234-9505	長野市、須坂市、千曲市 埴科郡、上高井郡、上水内郡
総合県税事務所北信事務所	〒383-8515 中野市大字壁田 955 (0269) 23-0204	中野市、飯山市、下高井郡、下水内郡

申請方法

県税事務所から、納税義務者に納税通知書が送付されます。

(※同一の不動産を二人以上の方が共同で取得された場合は、取得された方に連帯して納めて頂くこととなりますが、この場合納税通知書は登記申請書など不動産取得関係資料の取得持分が大きい方または筆頭者に送付します。)

※建物完成後に、上記の場所にて申請が必要となります。

※建物完成前に納税通知書が届く場合がございます。その場合は一度お支払い頂き、その後申請を行えば、差額分還付されますので、その際は通帳を持参のうえ、申請を行ってください。

～持ち物～

- ・不動産取得税の納税通知書(届いた書面一式) ・印鑑(認印)
- ・建物の登記事項証明書 ・土地の登記事項証明書 (住宅が新築された日以降に交付されたもの)

(※登記事項説明証明書は建物お引渡し後にお渡しする、権利証でも可)

固定資産税の評価額決定までの流れ

固定資産税

毎年1月1日時点で、住宅や土地などの固定資産を所有する方が支払う税金。

地方税であり、納付先は自治体。

資産の評価額(固定資産税評価額)に1.4%をかけた金額。

固定資産の評価

土地自体の価格、家屋の時価がベース

家屋の屋根や外壁に使用している資材、給配管の設備などが調査の対象。

家屋調査の必要書類

家屋については、新築されましたら資産税課職員(市の職員)がご自宅に伺います。ご自宅を拝見させていただき評価額を算出いたします。

その際にお客様にご用意していただく書類

図面(平面図)

⇒お家をお引渡しの際にお客様にお渡りする**黒いファイル**の重要書類の中に入っております。

※新築住宅には、一定期間、固定資産税が2分の1に減額される措置がございます。一定期間とは、一般住宅においては新築後3年度分です。

そのため3年間の減額措置が終了した4年目からに関しては従来の金額になりますのでご注意ください。



住民票移動のお願い

建物の表題登記を土地家屋調査士に委任する際、新しい住所の住民票が必要になります。世帯全員の住民票の移動をなさってください。

新住所： _____

● 新住所の住民票謄本（家族全員の記載がある物）1通をセリタホームズへ提出をお願いします。（郵送可）

- ・ 移動期日の目安：引渡しの前1ヵ月前位、（LINE などでお知らせ致します）
- ・ 場所：市役所または最寄りの支所
- ・ 持ち物：印鑑・運転免許証
- ・ 申請者：住民票の移動は同一世帯のご家族でも手続きは可能です。
- ・ 印鑑登録について：同一の市内への引っ越しであれば住民票の移動に伴い、自動で住所が変更になり手続きは不要です。ただし、長野市から千曲市など市町村が変わる場合には新しい市町村で申し込みが必要になります。

なお、印鑑登録はご本人様が行う必要がございます。

注1) 各市町村で、持ち物など違います。事前にご確認ください。

注2) 役場窓口で「もう住んでいますか？」等の質問する場合がございます。その際は「はい。住んでいます。」とお答えください。「まだです。」と答えてしまうと住民票の移動を断られる場合がございます。

- ・ 郵便物について：住所を移動すると市からの通知書などは新住所へ郵送されてしまいますので、物件の玄関付近に段ボールやケースなどで簡易郵便受けを設置してください。
- ・ 転送手続き：スマホで簡単に手続きできます。引っ越しが終わりましたら設定してください。



引渡しについて

1) 電気・水道について

新居の電気・水道の使用手続きは、当社が事前に行いますので、お客様は、何もなさらなくて、大丈夫です。

引渡し当日夕方からお客様の名義に切り替わります

2) ガス開栓について

ご使用前に給湯設備の取り扱いについてのご説明させていただきます
設備貸借契約書に署名捺印を頂きます

3) 持ち物

スリッパ・認印・ガス代金引き落とし口座の番号（通帳）・銀行印

4) 設備取り扱い説明

- ・上下水道設備について
- ・窓、建具、玄関ドアなどの説明
- ・キッチンなど水回り設備の説明
- ・鍵の交換

※設備のご説明につきましては資料をお渡しします

5) 所要時間

30分～1時間

6) 記念撮影

記念に写真をお撮りします。HPにアンケートと共に掲載させていただきます

(写真はご了承いただいた方のみ掲載いたします。)

